

南ひだ心の相談センター（指定相談支援事業所） 重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 080-4223-3794（8時30分～16時30分まで）
担当 管理者 — 池田重雄
相談支援専門員 — 田中崇博 / 森中美緒

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び指定番号並びにサービス提供地域

| | |
|-----------|---------------------|
| 事業所名 | 南ひだ心の相談センター |
| 所在地 | 岐阜県下呂市萩原町西上田1961番地6 |
| 指定番号 | 2132800299 |
| 通常の事業実施地域 | 下呂市内 |

(2) 職員体制

| 区分 | 資格 | 常勤 | 業務内容 |
|---------|---------|------|-----------|
| 管理者 | 医師 | 1名 | 職員及び業務の管理 |
| 相談支援専門員 | 精神保健福祉士 | 1名以上 | 指定相談支援の提供 |
| 事務職員 | | 1名 | 経理等の帳簿管理 |

(3) 営業時間

| | |
|---------|-------------------------------|
| 月曜日～土曜日 | 8時30分～17時00分（不定休業日あり・平均週5日開館） |
|---------|-------------------------------|

※定休日 — 日曜日・祝日、12月31日から1月3日まで

3. 相談支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービス利用計画の作成

利用者及び家族等と面談し、利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、障害福祉サービス及びその他必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、「障害福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、サービス利用計画を作成します。また、障害福祉サービスの支給申請を希望される場合は、申請等を代行いたします。

<対象者> サービス利用計画作成は下記対象者となります

- ① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要と認定された障害を有する者
- ② 自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり計画的な支援を必要とすると認定された障害を有する者

<サービス利用計画作成の流れ>

- ① 利用者及び家族等の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス利用計画の原案を作成します。
- ② 事業所は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス利用計画の原案に専門的見地からの意見を求めます。

③ サービス利用計画に位置付けた障害福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象の有無を区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

④ サービス利用計画の作成後も、利用者及び家族等、障害福祉サービス事業所等と継続的に連絡をとり、サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用計画作成後の便宜の供与

① 利用者及び家族等、障害福祉サービス事業所との連絡を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。

② サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行います。

③ 利用者の意見を踏まえ、障害支援区分認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、又は事業所がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(4) 障害者施設の紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が障害者施設への入所を希望する場合には、障害者施設の紹介、その他の便宜の提供を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

① サービス利用計画費支給申請にあたり、市町村に代理受領を希望した場合は、負担額は発生しません。

② サービス利用計画費支給申請にあたり、市町村に代理受領を希望しない場合は、初回・更新計画書作成時、継続サービス利用支援（モニタリング）のいずれも厚生労働大臣が定める金額が発生します。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問する場合、下記の通り御負担頂きます。

① 事業所から、片道 20 キロメートル未満 360 円

② 事業所から、片道 20 キロメートル以上 30 キロメートル未満 480 円

③ 事業所から、片道 30 キロメートル以上 40 キロメートル未満 720 円

以後 10 キロメートルを超えるごとに 240 円の加算とする。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話か来所して頂きお申し込みください。職員がお伺いし契約を締結したのちサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合、終了1ヵ月前までに文書で通知させて頂くとともに、地域の他の相談支援事業所を紹介いたします。
- ③ 自動終了の場合
サービス利用計画作成費の支給が取り消された場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ④ その他
利用者及びその家族等が、事業所や事業所の相談支援専門員に対して、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 事業の運営方針

- (1) 事業所の相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じ利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所等から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業所、障害者施設等との連携に努めます。

7. 緊急時の対応方法

- (1) 現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、また、その他必要な場合は、速やかに同法人の医療機関、又は利用者の指定する医療機関へ診察を依頼します。
- (2) 前項のほか、サービスの提供中に利用者の心身の状態が変化した場合、あらかじめ利用者が指定した者に対し緊急に連絡します。

8. 非常災害対策

- (1) 非常災害時等においては、同法人施設、又は居住地の市町村からの応援を受け対応します。

9. 要望・苦情申立先及び虐待防止に関する相談窓口

利用者からの苦情に対する常設の窓口を、事業所カウンターにわかりやすく表示します。また、電話やFAXによる受付も行います。

担当者 受付担当者 田中 崇博
 解決責任者 池田 重雄

・電話番号：0576-25-5758

• FAX 番号：0576-25-5981

<行政機関その他苦情受付機関>

| | |
|-----------------|---|
| 下呂市役所 社会福祉課 | 所在地：下呂市萩原町萩原1166-8 電話番号：0576-52-3936 FAX：0576-52-3915 受付時間：8：30～16：30 |
| 岐阜県運営適正化 委員会 | 所在地：岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 電話番号：058-278-5136 FAX：058-278-5137 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 |

10. その他

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保守します。なお、職員でなくなった後においても同様とします。

_____ 契約をする場合には以下の確認を行うこと _____

令和 年 月 日

指定計画相談支援事業（サービス利用計画作成等）の提供開始にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業所

<事業所名> 南ひだ心の相談センター
(事業所番号 — 2132800299)

<住 所> 岐阜県下呂市萩原町西上田1961番地6

<説明者氏名> _____ ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定計画相談支援事業（サービス利用計画作成等）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩